平成２３年（へ）第２号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

愛媛県松山市柳井町１丁目11番地12
申立人　森野　通廣
権利の届出の終期　平成23年９月22日
平成23年９月26日　松山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　松山市柳井町一丁目11番15
宅地　104.95平方メートル
⑵登記年月日番号　松山地方法務局大正５年９月30日受付第10174号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正５年９月28日設定
借賃　年14円１銭
支払期　毎年６月、12月20日
存続期間　大正５年１月１日より大正９年12月31日まで
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　松山市柳井町41番地
町野恒一郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２００４号

福岡市博多区吉塚４丁目16番29号
債務者　西日本大和ハウス販売株式会社
代表者代表取締役　伊藤　直行
１　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松崎　　隆
４　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年１月19日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５９号

栃木県真岡市さくら２丁目12番地７
債務者　有限会社サクラ企画設計
代表者代表取締役　小薬　秀雄
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白土　陽子
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前11時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６３号

栃木県日光市瀬尾701番地
債務者　株式会社平成土木
代表者代表取締役　柿沼　信治
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田いづみ
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５９０号

横浜市旭区東希望が丘16番地26
債務者　有限会社ミックス企画
代表者取締役　岸　　高雄
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上山　智之
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０３４号

名古屋市中川区中島新町３丁目2102番地
債務者　株式会社ＣＦＥ
代表者代表取締役　関山　謙二
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐脇　敦子
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９０号

名古屋市中村区高道町５丁目１番27号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中村区塩池町２丁目９番６号
債務者　林食糧株式会社
代表者代表取締役　林　　平八
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　　朝
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６９号

栃木県鹿沼市口粟野565番地４
債務者　有限会社大牧建設
代表者清算人　大牧　昭夫
１　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大川　容子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前11時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３０１号

京都市中京区西ノ京南原町53番地の１
債務者　株式会社大島写真製版所
代表者代表取締役　大島　研二
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金井　健作
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９８２号

大阪府東大阪市大蓮東３丁目13番11号
債務者　有限会社エスティメタル
代表者取締役　髙松　珠江
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６８号

大阪市中央区谷町７丁目４番26号
債務者　株式会社スタジオケイ
代表者代表取締役　高田　健二
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９２号

群馬県太田市藤阿久町497番地の２
債務者　ピーエス工業株式会社
代表者代表取締役　畠山　恵一
１　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
４　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後４時
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３８６号

群馬県前橋市荒牧町285番地１
債務者　株式会社アーバンシステム
代表者代表取締役　萩原　章久
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関　夕三郎
４　破産債権の届出期間　平成23年11月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後２時
前橋地方裁判所民事部破産係